

第2章 法律相談料等

第6条(法律相談料)

- 1 法律相談料は、次表のとおりとする。

個人(一般私人)	1時間 11,000円 ただし、以後30分延長するごとに5,500円追加
個人事業者及び法人等 (権利能力なき社団等 を含む)	1時間 16,500円 ただし、以後30分延長するごとに8,250円追加

- 2 法律相談が2回以上継続する場合、以後の法律相談料は、所属弁護士が個別に定めることができる。

第7条(書面による鑑定料)

- 1 書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	一鑑定事項につき110,000円以上
----------	--------------------

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、所属弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える鑑定料を受けることができる。